

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和3年12月8日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時06分

出席者 委 員 委員長 針 谷 正 夫
小久保 かおる 坂 東 一 敏 針 谷 育 造
白 石 幹 男 広 瀬 義 明 松 本 喜 一
議 長 小 堀 良 江
傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 川 上 均
大 浦 兼 政 内 海 まさかず 氏 家 晃
千 葉 正 弘 福 富 善 明 関 口 孫 一 郎
梅 澤 米 満 福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産業振興部長	秋間	広行
教育次長	名淵	正己
農業委員会事務局長	田嶋	亘
観光振興課長	糸井	孝王
農林整備課長	田名網	清
産業基盤整備課長	中田	芳明
参事兼学校教育課長	金井	睦
学校施設課長	柿沼	宏和
保健給食課長	五十畑	肇
農業委員会事務局次長	熊倉	宜和

令和3年第7回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

令和3年12月8日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第119号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第120号 財産の取得について（栃木インター西土地区画整理事業用地）
- 日程第3 議案第122号 和解について
- 日程第4 議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷正夫君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷正夫君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷正夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第119号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） ただいま上程いただきました議案第119号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は18ページ、議案説明書は35ページでございます。初めに、議案説明書の35ページを御覧ください。提案理由であります。農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただくものでございます。

改正の概要につきましては、第2条において、農業委員会の委員の定数を改めること。第3条において、農地利用最適化推進委員の定数を改めるものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

36、37ページをお開きください。栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、新旧対照表によりご説明いたします。まず、36ページの現行におきまして、第2条において農業委員会の委員の定数は25人、第3条において農地利用最適化推進委員の委員の定数は40人と定めておりますが、37ページの改正案のとおり、その定数を農

業委員会の委員の定数は21人、農地利用最適化推進委員の定数は40人以内とするものです。

それでは、議案書に戻りまして19ページをお開きください。一番下の附則になりますが、本改正条例は、令和4年7月20日から施行するというものでございます。

以上で説明を終了いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 農業委員会の委員を4名減らしたという理由を聞かせてもらいたいのですけれども。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） それでは、農業委員を21人にした根拠でございますが、本市の定数は、農業委員会法、それから同施行令によりまして基準が定められておりますが、本市の定数は経過措置により、施行令で定める基準を1人上回っており、これを減らすこと。それに加えて、栃木市、本市は耕地面積において県内で第3位という面積を持っております。県内他市における耕地面積の大きい5市である宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市と比較いたしました。その5市の農業委員の1人当たりの担当する平均耕地面積を調べますと、507ヘクタールとなります。このため、農業委員1人当たりの担当する耕地面積を500ヘクタールとして換算すると、本市では約20人になります。このため、農業委員を20人とする案を事務局から提示させていただきました。しかしながら、農業委員との協議の中で21人とする修正案が出されまして、それを基に協議を進め、決定したため、今回定数を21人とするものでございます。

なお、先ほど申したとおり、現在本市25人は、県内で一番多い農業委員の人数となっております。本市の改正後の21人は、県内市では宇都宮市に次いで2番目に多い数字となります。本市の耕地面積を比較しますと、県内では第3位、宇都宮市、大田原市に次いで第3位ということ、その辺を検討いたしまして21人という数字を出しております。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 理由は分かりました。栃木市は合併して10年、1市5町、農地の面積もいろいろありますけれども、その地区ごとの農業委員の配分というのはどうなっているのか、教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 委員につきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行う

ことができる者を募集して、市長が議会の同意を得て任命いたしますが、市長により候補者の選考は農業委員会委員候補者選考委員会が行い、意見を述べることになっております。この候補者の選考の段階で、当然地域のバランスとか、そういったものは考慮に入れて選考することになると思います。選考は、あらかじめ選考基準を定めまして公平に選考が行われるものでございます。

先ほど申したとおり、業務量の均衡を図るため、また地区割り等見まして、そういったことでバランスを図っていくものです。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 今でも地区ごとの農業委員の選挙というのはあるのですよね。ないのですか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 現在ではそういった地区割りとか、そういったものは農業委員にはございませんので、募集というのは全体的に募集をするわけです。その中で選考でそういった人を、適正な人、ふさわしい人を選ぶのですが、その中で当然地域が偏らないとか、そういったことも選考の中で反映されるものでございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ1市5町、目が届くような地域の方を出していただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど答弁の中に、1人当たり500ヘクタールという数字が出てまいりました。現在、農業委員、各地域、総勢25名おります。例えば栃木地域で言えば7名、大平地域で言えば5名、藤岡地域も5名、都賀地域では3名、西方地域では2名、岩舟地域では3名という配分になっておりますが、この人数配分というのが、各地域500ヘクタールという基準値、どの程度違いがあるのか、教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 各地区の、今、分かっているのは耕地面積しか分からないのですけれども、旧栃木市では耕地面積が2,686ヘクタール、旧大平町では1,802ヘクタール、それから旧藤岡町が1,995ヘクタール、それから旧都賀町が1,196ヘクタール、それから旧西方町が755ヘクタール、それから旧岩舟町が1,297ヘクタールでございまして、全部で約9,730ヘクタール、栃木市はございます。その中を、正確に500ヘクタールになるか分かりませんが、割り当てをして均等に図っていくような形で今後進めていくような形になります。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、現在、その基準の500ヘクタールという数字をほぼ満たしているのが藤岡地域の4名だけかなというふうに思われます。そうしましたら、今回削減をする対象となりますのが、その基準を大きく割り込んでいる地域から定数が減っていくというような解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 先ほど申したとおり、委員さんはふさわしい方を全市で募集するわけです。各地区の代表というわけではございませんので、全体を見ていただくために募集を21名募ります。その中で、先ほど申したとおり選考の中で各地区のバランスも考えながら選考する形になると思いますので、各地区何人という割り振りではないので、今、そういった形ではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そういう各地区で何名ではないということで答弁いただいておりますけれども、結果的には農業委員というのも、各地域の農業者の代表で来ての方が多々いらっしゃるのが現状でございまして、そういった地元の意見反映という意味で言えば、ある程度のきちんとした配分の目安というのは必要になってくると思われます。どういう選考でおやりになるのか。では、今現在、どういった基準で選ばれるのか。委員会内でどのような意見があるのか。分かる程度で結構です。教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 先ほど申したとおり委員の選考は選考委員会に委ねるわけなのですけれども、その中で選考委員さんが公平に評価基準を話し合っ、前もって決めます。その評価基準において、点数等で高い方から選出されるわけなのですけれども、その中で地域の代表とか、そういったことであれば、そういった形でそういった方を見ていくという形だと思っておりますので、そういったところで反映されていくのかなと思います。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） つまりは、言い方は悪いのですけれども、現在やっっている委員の中のご意見が、今回新しくなる21名の選考の大きなウエートを占めるということになってくるかと思えます。その21名の中に、先日要望もございましたけれども、女性委員の登用ということで要望書提出等もございました。そういった意見反映は、今回ウエートの的にはどのぐらいを占めていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 女性委員の登用ですが、やはり選考の中でそういった基準

を設けて女性を登用するような道を開くような基準を定めて諮りますので、そういった中での委員の登用を図っていくという形になります。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 全国的に女性の農業委員登用というのを増やしていったらいかかというような風潮があるのも事実でございます。先日の要望の中では、委員の3分の1は女性を登用していただきたいというご意見もございました。現場の委員の皆様がどのような選考をされるのかは、ちょっと注視をさせていただきたいと思いますが、ぜひそういった民意の反映がなされますようにご要望させていただきたいと思います。

委員長、続けてよろしいでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） はい、どうぞ。

○委員（広瀬義明君） 農業委員のほうについては、私は理解をさせていただきました。その中で、農地利用最適化推進委員、実はこの定数というのが、平成28年に最初制定されたときは78名でございました。しかし、令和元年7月、任期切れに伴って40名に変更されたところでございます。しかも、今回、40名以下というような条例の文言の改正がございます。78から40、そしてさらに引下げと。これはもう、半分以下になってもおかしくない。それだけの数字が変わってくるわけでございますけれども、時系列ごとにそういった理由と今回の条例改正の主眼といったものをお聞かせいただければと思います。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 40人以内とする理由でございますけれども、基本的には現在の委員さんと協議を重ねまして、推進委員の募集は35人にする方向で調整しております。農業委員会法改正後5年がたちまして、現在、国の中でこの推進委員について、役割とか、そういった論議がされておまして、推進委員を取り巻く情勢が不確実な部分がございます。法改正により、減らすのではなくて、増員が必要な場合もあるというような形もございますので、今、委員さんと話しているのは35人で募集をかけるということですが、増員が必要な場合はすぐ対応ができるようなことを考えまして、40人以内という形で今回提示させていただいたものでございます。

既に改正が予定されている部分で、本市にはちょっと当てはまらないのですが、山間地域においては農地が分散されているなどの地理的条件によって、推進委員の数に支障がある場合なんかでは増員をすることができる改正の内容も伝わってきておりますので、本市においても増員を検討するようなことが必要になることも考えられるために、以内表示という形にさせていただきました。以上でございます。

あと、申し訳ありません。なお、この以内表示につきましては、既に宇都宮市とか日光市で、もうそういった表示になっております。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すぐに増員をかけるということではございましたけれども、この委員の選任をするに当たりまして、推薦もしくは募集ということではございますが、条件としまして、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者という条文が入っております。それだけの選考理由がある方を即座に選んで選任をします。そんな簡単にすぐにできるものなのか。もしくは、言い方は悪いですが、予備人員として、ある程度リストアップがされているものなのか。まず、40という数字がどこから出てきたのか。これだけ農地利用を最適化しよう、農業を育てようとするのであれば、78から40に、まずそこを半減した時点で本来おかしい話であって、であれば35という定員を決めることなく、40人目いっぱい活躍いただくといった選択はなかったのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 推進委員のほうにつきまして、本市と県内他市、特に耕地面積の大きい5市である宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市といったところと比較いたしました。その5市の推進委員の1人当たりの担当面積をまた比較いたしました。平均の耕地面積を調べますと324ヘクタール見ているような現状でございます。このため、推進委員1人当たりの耕地面積を300ヘクタールという形で換算しますと、本市では約32人になるわけでございます。このため、当初、推進委員を32人とする案で事務局からちょっと案を提示させていただいたのですが、地元委員さんとか、そういった方との協議の中で35人にするという形で提案がなされまして、それが決定されて提示させていただいたものでございます。今後も担い手の集積を図るための役割等も考えて、35人という数字をそこから持ってきて、今回の提案理由とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど来、基準としてのヘクタール数というものが出てまいります。それに対して、各自治体との比較をされてきた。確かに県で3位の耕地面積を保有する栃木市でございます。ヘクタール数というのも判断基準の一つになるかと思いますが、では逆に、農家世帯でこれを見たときに、栃木市と近隣とでどのような違いがあるでしょう。手元に資料ございますか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 農家の世帯数なのですが、農家台帳を調べますと、当市の農家の戸数は9,322戸という形が出てきます。これは10アール以上保有するような農家になるのですが、ただし、比較するものが他市からはちょっと分かりません。農業センサスという農業経営体としての数字では2020年の最新のものが出てきましたので、それを見ますと本市は4,403戸。大分差があるものですから、ちょっとこの数字が使えるのかどうか、何とも言えないの

ですけれども。宇都宮市ですと4,427戸という形で、栃木市は県内第2位になっております。ちなみに小山市等でございますと2,532戸という形で、そういった数字が出ておりますが、あくまで農業経営体としての数字しか出てこないものですから、なかなか比較が難しいという形で、農家数とか、そういったものの現状も把握しながら、面積を主体にして今回は勘案させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうなのです。戸数で言いますと栃木市というのは数が多いのです。面積割りでなくて戸数割りで考えたときに、果たしてこの40人以下というのが適正なのか、35人というのが最適なのか、そういったものをぜひお考えいただきたい。最適化推進委員が35人で4,400件の農家を、いろいろ相談に乗る、指導するということを考えたときに、他市から比べて農家の皆様が不便を感じる、そういったことも絶対出てくるのです。耕作面積、そして農家戸数、そういったものを全部勘案した後の定数というのをぜひ一考していただければと思います。

今回、定数は40人以下ということでございますが、必要に応じて、また条例の改正をしていただくやもしれません。そのときにはぜひ行政執行部の尽力をお願いしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 農業委員会、先ほど合併による経過措置でやったということでもありますけれども、その合併からの定数の経緯というのですか、それはどういうふうになってきたのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 農業委員の人数の経緯でございますか。であれば、1市3町合併のときには61名。その後平成22年7月に改選が行われまして30名に減っております。西方合併時に、平成23年の10月なのでございますけれども、このときに34名になりまして、岩舟合併が平成26年4月にありまして、このときに38名となりました。その後、農業委員会法の改正が平成28年7月にございまして、このときに農業委員が25名で、推進委員が78名という大規模な改正が行われまして、そのときに25名になっております。令和元年の改選がありました。このときには農業委員についてはそのまま25名という形になっております。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 現在の定数は24人ということですが、法令上、それを21人にすることなのではございますけれども、先ほど農業委員のほうからも、こっちから20人を提案したら、いろいろ意見が出て、21人で調整になったということなのではございますけれども、農業委員からのそうした意見というのはどういうものがあつたのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 先ほどから話が出ている農家戸数とか、そういったものも勘案したり、それから現委員の数とかも勘案しまして、20名という形でちょっと提案させていただいたのですが、中立委員という方が1名いまして、これは農家以外の方がなる委員なのですが、その方を入れて20名というのでは、ちょっと少な過ぎるのではないかという意見が出まして、1名増やして21名、中立委員を入れて21名でやっていこうという形で決定したものでございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、最適化推進委員の方、先ほど広瀬委員のほうからかなり突っ込んだ質疑がありましたけれども、私が見ている資料ですと、推進委員、農地面積100ヘクタールに1人の割合で条例を定めるような文言があるのだけれども、これはもう古い資料なのかなという感じがするのですが、その条例でさっき300ヘクタールとかと書いていました。それとの関連というのはわかりますか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 確かに法令では、現在でも推進委員については100ヘクタールに1人という形になっておりますが、どの市を見てもそういった数では選任はしておりません。ちなみに小山市なんかは7,780ヘクタールあるのに18人しかいません。そういったことで、宇都宮市ですと1万2,100ヘクタールあるのに30人でやっております。そういったことを勘案して、市としての立ち位置、これを見ながら判断したということで、実際に100ヘクタールで1人ということになりますと97人にもなってしまうという形になります。実際、どこを見ても、全国的にもそんな人数で推進委員を決めているようなところはないという形で、県内を見ても、その立ち位置を見ながら決めたような形でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この100ヘクタールに1人の割合というのは、法的には何の縛りもないということなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 法的には100ヘクタールに1人はいるような形になると思いますので、そういった形でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ほかの自治体も300ヘクタールとか、それに1人の割合で出しているということなのだけれども、ここで私が見ている資料だと100ヘクタールに1人の割合で条例で定めると

いうふうになっているので、それに拘束力があるのではないかなと思うのだけれども、どうなのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 田嶋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田嶋 亘君） この100ヘクタールに1人というのは、あくまで施行令に記載されているものなのですが、目安でありまして、それをしなければならないというものではございません。当初、栃木市が78人にしたときが、法改正で栃木市が第1号の市町村だったものですが、当時九十何人選ばなければいけないところをきちんと吟味をして78人という多人数にしたものなのです。その後、統一の改選日が訪れて、たくさんの市町が推進委員の定数を決めていく中で、国の考えもだんだん変わってきたのですが、栃木市も78人では多いだろうということで40人に減らしたという経緯がございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） ずっと今議論を聞いておりまして、例えば法改正をするときの農林水産省の市町村長が条例で定める農業委員の定数の上限基準というのはご存じですよ。これを見ますと、推進委員を委嘱している農業委員会については、総会を機動的に開催できるよう現行の定数の半分程度としろと、こんなことを農林水産省が指導しているわけです。さらに、推進委員を委嘱しない農業委員については云々、現行のペースでいいよと。私も農業の問題が今回の一般質問でもたくさんの方から出ていて、農業どうするのだと。栃木市の農業をビジョンで決めてあるけれども、実際の農家の状況が分かっているのか。一番分かっているのは農業委員なのです。その役目が農業委員の役目ですから、総会において機動的に、いろんな意見を出すなど。それには減らすのだと。こういうことについて承知をしていましたか。

○委員長（針谷正夫君） 熊倉農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（熊倉宜和君） 活発な議論をするのが総会だと思っていましたので、総会においても、ほかに何かございませんかというような形で会長のほうもお伺いしておりますので、そういったことではないと思っております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 本市においてそういうことはないということですが、半分にしろということについて、これに基づいてやったのでしょうか、78人から40人にしたというのは。約半分です。こういうことを農家の実態を知っている農業委員さんは反対というか、定数削減は問題だよ。今聞いてみれば、中立委員を入れて20人。中立委員を加えたら21人。こういうごまかしの議論を、農業委員会にけちをつけるつもりはありませんけれども、やっぱり農業の実態を知れば、農業委員という役割は非常に重要であると思っておりますので、こういう定数削減。さらに言えば推進委員です。

1人が300ヘクタールを、農地合理化のために駆けてあるくなんていうことは不可能に近いと思います。私も聞いています。いや、家も分からないし、場所も分からない。こういうことで、形だけ推進委員をつくっているような、法に魂が入っていない。推進委員さんもそのことが分かっていない。今度は推進委員さんの役割は非常に大きくなります。農地保有合理化、中間管理機構みたいなもので農地を集積しろ。40人以内で、聞けば35人。農業をこれから本当に……

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員、端的にお願いしたいと思います。

○委員（針谷育造君） ですから、35人、21人、私はいかがなものかと。私は承知するわけにはいきませんので、この問題について本当に栃木市の農業を、それは執行部もそうですけれども、どうするという責任は農業委員会にも私はあると思います。それが農業委員会だと思っておりますので、残念ながらこのようなことを安易に提案する。皆さんの意見を聞いていても、極めてご都合主義的な提案だというふうに聞いておりますので、この辺、もう提案されてしまいましたから、これ以上は言いませんけれども、そういうことが反映されていないこの改正案については、私は承知はできないということを意見として申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私はこの条例改正案については、反対の立場で討論をいたします。

先ほども針谷委員のほうからも手厳しい意見がありましたけれども、やはり今の農業をめぐる環境というのは大変厳しいものがあって、ただ、食料自給率を高めるとか、そういった点では今後強化していかなければならないという中であっては、その農業者の代表でもある農業委員会の定数を削減するということは、やはり農家の意見なり、それが反映しづらくなるというふうに思います。

この栃木市は合併して10年。その中で、だんだん農業委員も減らされてきている中で、やっぱり土地勘のあるそういった農業者を減らしていくというのは、今後の農業を発展させていく点では非常にマイナスな点があると思います。さらに、推進委員の定数についても、40人以内としましたけれども、やはり100ヘクタールを満たすような、そういった定数に逆に増員すべきだと思いますので、この改正案については反対といたします。

○委員長（針谷正夫君） ほかに討論はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 先ほど討論だと言われましたけれども、別に原稿は用意してこなかったのですけれども、本当に今白石委員が言うように、農業では食べていけない。副市長は答えましたけれども、しかし一部なのです。でも、私があのおときも言いたかったのは、兼業農家で、もうリタイア

した人たちの活躍と、その兼業農家をうまくやる方法というのもあるかと思います。本当に農業で食べていけない。それは担い手が減っていく。もうからない。そうすると、農地の荒廃地の増加、こういうことにつながります。さらに食料の自給率38%。飼料を入れたら本当にひどいものになるかと思います。農業存続の危機というものに加担をするような農業委員会委員さんの削減提案は、これは農家だけの問題ではなくて、広く食料安保、国民の命を預かる農家の皆さんのためには、この定数削減はやめていただきたい。反対したいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに討論はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 反対討論が2つ出ておりますので、私も気持ち的にはいかなものかと思っ
ているところは多々ございます。今回の定数改正は近隣自治体に合わせる、そういった思いがあっ
てのことだというような答弁だと思っております。

しかしながら、先ほど質問の中で、そのとき、そのときに合わせて定数は変えていくというよう
なお話もございました。例えば今回の議会で一般質問等において農業についての質問が多々ござい
ました。その中の答弁で、経営をしていく上で、もうかる農産物に切り替えるとか、そういったこ
とを図っていききたいと。そういった政策の裏で、最適化推進委員の方や農業委員の方々がそうい
ったものにきちんとアドバイスをしていただける。そういった体制づくりをしていただけますよね。
ということであれば、私は今回、ぎりぎり賛成をさせていただきたいと思います。あくまでもぎり
ぎりでございます。白石委員、そして針谷委員と、こんなに私、気持ちが分かる条例もなかなか
いのですが、農業委員会の皆様、そして農業委員、最適化推進委員の方々の今後のご活躍を期待さ
せていただいた上での賛成とさせていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 反対、2人出たので、私も。私は賛成の立場でやりますけれども、私も一応
農家です。農地を持って、しかしながら自分で農家をやろうともできません。合わないです。副市
長が言ったように、3反歩とか5反歩でも、イチゴとか米麦以外に作るのであれば、それはそのや
り方で生産効率も上がるし、所得も上がると思いますけれども、今、大宮地区、栃木市で一番大き
い農地がある大宮地区でも、毎年何件もの農家がやめています。全部営農集団とか、そういうとこ
ろに全部頼んで。だから、今、名前出すと、アグリとか、グリーンファームとか、物すごい勢いで
今作っていますけれども、そういう団体とかのところでないとならぬと生産が合わないのです、兼業農家
は。国の中でも兼業農家の補助金でも出してもらえばやっていけるのでしようけれども、これから
ずっと続く限りには減っていく以上は、農業委員は確かに、白石委員と針谷委員の言うことも確か
ですけれども、農業委員を集める時点もまたまた大変だということで、そういうのをかみしめなが
ら、私としてこの人数には、仕方ない、妥当なのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたい
と思います。賛成といたします。

○委員長（針谷正夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第119号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	坂東一敏	小久保かおる	広瀬義明	松本喜一
	反 対	針谷育造	白石幹男		

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、日程第2の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちください。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第2、議案第120号 財産の取得について（栃木インター西土地
地区画整理事業用地）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） お疲れさまでございます。産業基盤整備課です。よろしくお願
いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第120号 財産の取得についてを説明申し上げます。議案
書につきましては20ページ、議案説明書につきましては38ページから40ページになります。

初めに、議案説明書により説明をいたします。議案説明書の38ページを御覧ください。提案理由
であります。小山栃木都市計画事業栃木インター西土地地区画整理事業用地として、栃木市吹上町
及び野中町地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会
の議決を求めるものでございます。

参考条文につきましては説明を省略させていただきます。

なお、今回取得する土地につきましては、39ページの不動産の調書のとおりとなっております。

また、40ページは位置図となっております。ページ中央右寄りの部分で太線に囲まれた地域で
ございます。

では、次に議案書の20ページを御覧ください。財産の取得についてであります。まず1、財産
の表示につきましては、種別は土地、地目は田のほか畑、宅地、雑種地の3地目でございます。面
積は16万1,573.33平方メートル、所在は栃木市吹上町猿楽957番地ほか201筆であります。

次に、2、取得の方法につきましては、随意契約による買入れでございます。

次に、3、取得予定価格は5億9,909万3,441円でございます。

次に、4、取得相手は、栃木市吹上町地内の居住者ほか53名でございます。

議案の内容は以上でございますが、事業用地の取得状況について一言説明を加えたいと存じます。取得率は79.01%でございます。これは、取得の対象となっている全体の面積約20.5ヘクタールのうちの今回議案として出させていただいた取得を予定している面積の割合でございます。来年度以降につきましては、残りの土地について、主に物件移転を伴う地権者からの取得を予定してございます。

以上で説明は終わりでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） ご説明ありがとうございました。

取得率が79.01%ということだったのですけれども、あと何件ぐらいあるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 残りの買収の対象となる方でございますが、14名でございます。

筆数にしては69筆、面積にいたしましては4万6,821.57平方メートルとなっております。

○委員長（針谷正夫君） 小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） 先ほどの説明によりますと、来年度には取得したいというふうにご説明があったのですけれども、この14名の方は来年度に向けて取得をするということによろしいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） そのとおりでございます。令和4年度に向けて全力を尽くしたいと思っております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この平米単価というのですか、これは幾らになりますか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 単価についてでございますが、農地が一律3,130円。ごめんなさい。平方メートル当たりでございます。続きまして、宅地でございますが、県道沿いの部分につきましては2万700円で、それ以外の宅地につきましては1万6,530円となっております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 土地の種類の種類別の割合というのですか、それは分かっていますか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 土地の地目、台帳地目の種別でございますが、田につきましては面積で13.34。面積のほうでよろしいですか。失礼いたしました。

〔面積でいいですよ〕と呼ぶ者あり〕

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 申し訳ございません。田んぼ、地目、田につきましては2万1,550平方メートル、畑につきましては13万6,098.08平方メートル、宅地につきましては2,628.25平方メートル、雑種地につきましては1,297平方メートル、以上の合計が16万1,573.33平方メートルという内訳でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それぞれの単価設定というか、根拠はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 本地区につきましては、令和3年4月を基準とした不動産鑑定に基づく単価において決定をしております。

○委員長（針谷正夫君） ほかに。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 来年度に残りの何平米でしたか、4万6,000平米ですか、これの見込みはどうなのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 主に物件移転に伴うものでございまして、移転先が決まり、また引っ越し等が済んでからの買収ということになってございまして、対象者7件につきましては、7件とも移転先が決まっているというようなことでございますので、今まさに、先ほど申し上げましたように全取得を目指すところでございます。

○委員長（針谷正夫君） ほかにありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第120号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第3、議案第122号 和解についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 産業基盤整備課です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第122号 和解について説明を申し上げます。議案書につきましては22ページ、議案説明書につきましては43ページから45ページでございます。

初めに、議案説明書により説明をいたします。議案説明書の43ページを御覧ください。提案理由でございますが、千塚産業団地分譲地内の土地の地盤改良増工分の費用及び地中埋設物処理費用に係る和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

また、45ページは位置図となっております。

では、次に議案書の22ページを御覧ください。和解についてでございますが、詳細な内容の説明につきましては、過日開催されました議員研究会において説明をいたしておりますことから、今回は議案を読み上げることにさせていただきますと存じます。ご了承願います。

では、1、和解の相手方につきましては、御覧いただいておりますとおり、栃木市千塚町地内に在住される方でございます。

2、和解条件につきましては、市において土地の元所有者である相手方に対し、軟弱地盤であったことから必要となった地盤改良増工分の費用を請求しないこと及び地中埋設物の運搬・処分に要した費用を平成29年改正前民法第570条の規定に基づき損害賠償請求することとし、今後本件に関し、双方異議、請求の申立てをしないものとする、でございます。

以上で説明が終わりとなります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） ちょっと分からないのですけれども、和解の条件のところ、平成29年度改正前民法第570条の規定に基づき損害賠償請求することとし。前回、いろいろなものが埋設されていたということで、この高久八郎氏に対して請求するということになるのでしょうか。それとも、前文で言っているように、しないよということなののでしょうか。どちらか。この損害賠償請求するこ

ととしというのは、誰に対して損害賠償するということなのか、ご説明願いたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今のご質問でございますが、まず損害賠償請求、地中埋設物の38万5,000円については相手方に請求をいたします。そして、軟弱地盤増工分につきましては請求をしないというような内容でございます。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この和解条件について、地盤改良増工分の費用を請求しないことということですけども、これに対しては、請求する理由はあったのか。ただ、和解で、しないということになって、請求する根拠はあるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 軟弱地盤増工分につきましては、隠れた瑕疵に該当するか、しないかが一つのポイントとなってございまして、地中埋設物につきましては隠れた瑕疵に該当すると判断したために損害賠償請求を行いました。こちら議員ご質問の件につきましては、隠れた瑕疵に該当しないというようなことになった、判断しました。これは、市顧問弁護士と総務課主幹も交えての判断ということでしたところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 議員研究会でもその点については市のほうで予見できたというような感じで言っていたのですけれども、それについては分かりました。

それと、元の土地の持ち主、その以前の、それを持ち込んだ業者についての責任というのは問えないのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 委員ご質問のとおり、市は企業に対して瑕疵担保責任を負いました。それなので、それがそのままスライドしまして、市に売ってくれた方が市に対して瑕疵担保責任があるということでございますので、委員ご質問は、その前に市に売った方が、今度はその前にお貸しいただいた方とか、そういった方に対して責任を追及するというような流れになってございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 分かりました。その部分については、その元の土地の持ち主がやるか、やらないかというのは、そういったことで分かりました。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第122号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

（午前10時59分）

○委員長（針谷正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第109号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 日程第4、議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいで結構です。

五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち、所管部分につきましてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、6款農林水産業費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の60、61ページをお開きください。1項5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は1億1,012万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。農村環境多面的機能事業費につきましては、高谷地区の対象農用地の面積増により多面的機能支払交付金を増額するものであります。

次の西前原たん水防除事業費につきましては、西前原排水機場のポンプの一部損傷が判明したため、ポンプの修繕及び仮設ポンプの設置工事等を国庫補助の採択を受け、県営事業により実施するための負担金であります。

次の市単独土地改良事業補助金につきましては、沼和田東部水利組合が管理する揚水ポンプの修繕工事に対する補助金を増額するものであります。

次の防災重点農業用ため池整備事業費につきましては、防災重点農業用ため池8か所のため池劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価調査業務委託料及び全25か所の看板設置業務委託料を増額するものであります。

続きまして、2項2目林業振興費につきましてはご説明いたします。恐れ入りますが、62、63ページをお開きください。補正額は1,016万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森林経営管理意向調査委託費につきましては、新たに星野地区の経営管理権集積計画作成業務を増額し、森林経営管理意向調査を直営による実施とすることで減額するものであります。

次のナラ枯れ被害緊急対策事業費につきましては、ナラ枯れの被害対策として必要な委託料及び森林所有者が伐倒駆除を行うのに必要な補助金を増額するものであります。

続きまして、7款商工費につきましてはご説明いたします。恐れ入りますが、64、65ページをお開きください。1項4目観光費につきましてはご説明いたします。補正額は2,200万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。とちぎ秋まつり負担金につきましては、令和3年とちぎ秋まつりが新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い開催中止が決定したことから、とちぎ秋まつり負担金を減額するものであります。

次の観光行事負担金につきましては、毎年、夏に開催しています、なつこいが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い開催中止が決定したことから、観光行事負担金を減額するものであります。

続きまして、10款教育費につきましてはご説明いたします。恐れ入りますが、74、75ページをお開きください。1項4目学校給食費につきましてはご説明いたします。補正額は410万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。学校給食事業費につきましては、栃木地域の学校給食共同調理場及び藤岡学校給食センターの燃料費が主なものであります。

続きまして、2項1目学校管理費につきましてはご説明いたします。恐れ入りますが、76、77ページをお開きください。補正額は13万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校保健事務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、学校薬剤師が小学校の環境衛生の維持及び改善に必要な指導及び助言を出校して行うための費用弁償であります。

続きまして、3項1目学校管理費につきましてはご説明いたします。恐れ入りますが、78、79ページをお開きください。補正額は809万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校修学旅行費用助成事業費（新型インフルエンザ等）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための修学旅行中止変更に伴う企画料等の助成費用であります。

次の都賀中学校吹奏楽器購入費につきましては、企業版ふるさと納税を活用し、授業や部活動、学校祭等で使用するテナーサクソや和太鼓などの楽器を購入するものであります。

次の中学校保健事務費につきましては、小学校と同様、学校薬剤師の出校による費用弁償であります。

以上で所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の34、35ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は1億224万8,000円の増額であります。1節農業費補助金につきまして、右の説明欄を御覧ください。まず、多面的機能支払推進交付金につきましては、高谷地区で実施する多面的機能支払交付金事業に対する交付金であります。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金につきましては、防災重点ため池劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価調査事業やハザードマップ作成に伴う看板設置業務に対する補助金であります。

次に、補正予算書の36、37ページをお開きください。2節林業費補助金につきまして、右の説明欄を御覧ください。ナラ枯れ防除対策事業費補助金につきましては、ナラ枯れ被害緊急対策事業に対する補助金であります。

続きまして、補正予算書の38、39ページをお開きください。19款2項23目森林環境譲与税基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は194万3,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。森林環境譲与税基金繰入金につきましては、歳出における森林経営管理意向調査委託費の減額補正に伴い、当基金からの繰入金を減額するものであります。

続きまして、21款5項2目弁償金につきましてご説明いたします。補正額は38万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。千塚産業団地埋設物処理等損害賠償金につきましては、千塚産業団地から発見された埋設物の処理等に対する損害賠償金であります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただき、続いて繰越明許費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正（追加）についてご説明いたします。上から4事業目、6款農林水産業費、1項農業費、防災重点農業用ため池調査委託事業につきましては、ため池劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価調査において調査に日数を要し、年度内完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の7款商工費、1項商工費、横山郷土館改修事業につきましては、7月に発生した大雨、突風の影響により、当初予定していた工事箇所の見直し及び設計変更が生じ、年度内完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

以上で所管関係部分の繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。補正予算書の7ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正（追加）についてご説明いたします。下から2行目及びその次の行の令和3年度小学校並びに中学校G I G Aスクールタブレット用学習支援システムソフトウェア使用につきましては、令和4年4月1日から学習支援システムソフトウェアを使用するに当たり、年度開始前に入札をし、契約する必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 幾つかあるのですけれども、取りあえず1つ目としまして、60、61ページ、農林水産業費、農業費の防災重点農業用ため池整備事業費についてお伺いをさせていただきます。たしかこれ、昨年2月に4,000万円だったかな、今年度予算でも3,000万円、7か所のため池の調査業務があったかと思えます。7か所で7,000万円、今回8か所ということで8,000万円の予算ということになりますが、大体ほかの自治体の予算を見ても、1か所1,000万円というのが予算の相場となっているみたいなのですが、そんなに予算がかかる業務になるのか。その業務について、ちょっと内容を詳しく教えていただきたいと思えます。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） ご質問にお答え申し上げます。

まず、ため池の1か所1,000万円という予算なのですけれども、これは国の全額補助ということで、10分の10、上限1,000万円ということで、1か所当たり1,000万円ということで計上しております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 国から確かに10分の10、補助が出ておりますけれども、では過去にやったため池の業務委託、実際にはどの程度の金額が請求と申しますか、支払われたのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 今年度の業務委託ですと大体1か所当たり900万円程度となっております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 詳細な調査の内容ということでお聞きをしたのですが、多分詳しく把握はなされていないのだと思います。ただ、今回8か所、この補正で上がっておりますけれども、まだあと10か所ほど残っているのではないかと思います。その残り10か所については、今後どのようなスケジュールになっているのか、お伺いします。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

この業務につきましては、今年度、それから令和4年度で、対象であります防災重点ため池全箇所を調査することとなっておりますので、残り10か所につきましては来年度で実施する予定であります。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 順調に国のほうからの10分の10というものが下りてくればの話だと思いますけれども、やはりこういったため池、昨今にぎわしておりますが、きちんと整備をされるのが、市民、農業者の安心安全にもつながっていくことだと思いますので、市からも国に対しまして強く要望を出していただきたいと思います。

このため池整備事業の中に、もう一点、防災重点農業用ため池看板設置委託料というのがございます。1,250万円の予算でございますけれども、25か所ということで、割りますと1か所50万円という数字が出てまいります。ため池の看板設置、1か所50万円というのは若干高くないかなと思うのですが、これの財源と、その設置する看板の大きさ等、お分かりでしたらご答弁お願いします。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

この看板の設置事業につきましても、全額、国の補助となっております。国の見込みで、1か所当たり約50万円ということで今回見積もっております。看板の内容ですが、規格がA1サイズ、大きさで言いますと、横が84.5センチ、縦が59.4センチのアルミ複合板に、ため池の名称、それから転落事故防止の注意喚起文、それからハザードマップのQRコード、所有団体名等を掲載します。看板本体はそれなのですけれども、足の部分は擬木再生材ということで、雨、劣化に強く、メンテナンスが容易な材質ということで想定しています。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません。答弁いただいて恐縮なのですが、いい材料を使って、劣化しないもので作ったとしても、A1サイズで50万円というのは、予算編成に当たって、丸1個間違えたわけではないと思います。丸1個間違えても高いのではないかと思います。国民、県民、市民の一人として、この数字というのはどのように感じていらっしゃいますか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 予算上は50万円ということで上げさせていただいていますが、実際の業務に当たりますと、これから業者を選定しまして入札等で行いますので、かなり圧縮されるとは思っております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） かなり圧縮されるのが予想されているということは、言い方を変えると予算組みが非常に甘い、いいかげんだということになるのです。予算というのは、執行率ですとか、そういった様々な問題があるかと思いますが、適正な予算を組むことが、私は行政の一番大事な仕事だと思っておりますが、どう考えてもこれは適正な予算組みとは言えないのではないかと思います。今回、これで上がってきていますから、これ以上言いませんけれども、市民の方から見たらいかななものか。ここにも後ろのほうに傍聴されている方もいますけれども、そういった方々に誤解を生むことのないような、そういった予算編成をぜひしていただきたいと思います。幾ら国が10分の10出してくれるといっても、それはいかなものかなと、ちょっと感じるところでございますので、入札でおやりになるのでしょうか、どのぐらいの入札執行になるのか、ちょっと注意深く見させていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの調査業務の委託料も含め、きちんとした内容を提示できるような入札執行をよろしく願います。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この看板、1か所50万円ということで、予算を組むに当たって、ちゃんとその見積りとか、そういったものは取ってあるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

個別の見積りは取っておりません。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後、入札するに当たっては、その入札予定、どういうふうになるのかな、それは。予定価格とか、そういうのを決めないといけないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 仕様に基づきまして調査しまして、所定の手続で入札に入ります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 誰が見ても納得できるような、そういった予算組みをしていただきたいなど。

それで、その上の業務委託料ですけれども、評価して、その後の評価が出た後、こういった作業というか、工程が残っているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 一般質問の答弁でもありましたけれども、今年度、それから来年

度で調査を行いまして、令和5年度にその調査の状況を精査しまして工事の実施計画を立てます。

緊急性とか、工事が必要な箇所から令和6年度から工事に入っていく予定でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その工事に当たっては、国庫負担とか、そういうものも、100%とかあるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 工事につきましては、防災、減災ということですので、国の補助がつく予定であります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 確定的なものというのは、まだ示されていないということよろしいですか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） その工事の内容によりまして、事業のメニューが幾つかありますので、それによってちょっと変わってくるかなと思います。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 森林経営管理意向調査委託料というのを減額補正しているのですけれども、先ほどの説明ですと直営でやるようになったというふうなことで、これは市の職員がやるということなのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 実は令和2年度に直営で実施しておりまして、アンケートの内容としましては、森林所有者の所有の認識、それから現状の管理方法、それから将来の管理をどのようにやっていくか、それから森林経営管理制度についてどれくらい周知しているかといったような内容でアンケート調査を行っております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 当初は委託しようという計画だったのを令和2年度に自分たちでアンケートをやって、かかっていないので、330万円減額するという。ということは、もともと本来なら直営でできたのかなと、委託しなくても。そういうことにもなるのですけれども、そこら辺の検討というのはあったのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） この制度が始まりましたのが2019年ということで、当初、国とか県の資料、研修等がございまして、その中の資料としましては、そういった業務も業務委託でということになっていましたので、当初は業務委託ということで計上しておりました。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そこら辺は委託というとやっぱり費用がかかってくるわけで、この点につい

では直営になったからいいと思いますけれども、そこら辺の作業、業務をよく精査して予算も組んでほしいなと思います。

あと、その下です。ナラ枯れ被害緊急対策、私は初めて聞く言葉なのだけれども、前からありましたか。ナラ枯れということが急に始まったということなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

ナラ枯れ被害につきましては、栃木県におきましては令和2年9月に足利市で初めて被害を確認しました。同月、栃木県ナラ枯れ被害防除対策会議が設置されまして、関係機関と連携して防除対策を進めておるところでございます。

本市におきましては、やはり令和2年度に県の防災ヘリの空中調査でナラ枯れが発見されておるところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 課長、ナラ枯れがどういうものかについてお願いしたいと思います。

○農林整備課長（田名網 清君） ナラ枯れの概要なのですが、ナラ枯れは、カシノナガキクイムシという虫、これは体長5ミリに満たない小さな虫なのですが、これが媒介するナラ菌によりまして木の水を吸い上げる機能を阻害して、コナラですとかミズナラ等の樹木を集団的に枯損させる伝染病であります。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ナラ枯れについて、今、執行部答弁であったとおりでございます。説明では令和2年からということでしたが、日本で見ますと平成20年、21年。特に宮城県なんかでは大規模に発生しまして、発生した5年後には被害が5倍ぐらいになるような非常に進行性の速い病気でございます。カシノナガキクイムシがナラ菌を繁殖するということなのなのですが、これは雌が木に穿孔、穴を空けて、そこで産卵をするのにフェロモンを発して雄を呼ぶのです。そのときにナラ菌というのがそこに増殖をしてしまう。今、全国的に手をこまねいてやっているわけなのですが、この予算書に載っています薫蒸等業務、私の頭の中では倒れた木、切った木に薬剤を注入するのが駆除方法だということで認識があったのですが、これは同様のものかどうかということよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 委員おっしゃるとおり、枯れた木に対しまして、まず立ったまま消毒ができる木につきましては立ったまま薬を注入しまして、ビニールで被覆して、虫が死ぬのを待つような方法なのですが、立ったままビニールの被覆等が難しい木につきましては、伐採しまして細かく切りまして、消毒してビニールを被覆して薫蒸するような方法となっております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私の認識とほぼ一緒でございますので、その点については了解いたしました。

けれども、それだけ進行性の速いナラ枯れでございしますが、現状、どの程度の被害を認識されていて、進行性が速いということで、どんどん拡大をするおそれもあります。どのような対策を講じて、松くい虫のように大きな被害が出る前に抑え込むことができるのかどうなのか。この金額で間に合うとお考えなのか、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 委員おっしゃるとおり、ナラ枯れ被害につきましては、被害の早期発見、初期の段階での防除実施が大変重要となっております。

本市において令和2年に初めて被害が確認されたのは、岩舟曲ヶ島、それから藤岡赤麻で確認されたわけなのですが、その2か所につきましては、今年度モニタリング調査ということで、もちろん薫蒸処理をやった後、今年度モニタリング調査をしております。3か所のうち2か所につきましては、かなり効果が出ているという結果が出ております。残り1か所、具体的に地名を申し上げますと岩舟の富士山の付近なのですが、こちらについては、やはりまだ周辺の木にもキクイムシの存在がちょっと見えるということで、そういった点を中心に駆除していくような形になるかなと思うのですが、今回補正で上げさせていただいたのは、8か所、確認した木にしましては114本を確認しております。来年度、令和4年度予算でもちょっと計上させていただく予定なのですが、まず現状の3分の1程度の被害ということを見込んでおります。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 木の病気に関しては、やはりおっしゃったように早期発見が一番肝腎になってくるわけでごさいます、拡大する前に何とか抑え込めるものは抑え込む。これは人間のコロナウイルスもそうですけれども、そういった教訓がある以上、例えばそういった菌が媒介するものに対しては、足りなければ補正でどんどん追加をしていただいで、初期段階での根治というのを目指していただきたいと要望させていただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 79ページでございします。修学旅行中止変更に伴う企画料、これはどんな理由でどなたに企画料を支払ったのか、教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） お答え申し上げます。

これは保護者の修学旅行負担の軽減を図るためのものでごさいます。そして、今後、ご了承いただけた場合には、旅行会社から親御さんのほうに返金をするということになっております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） よく理解できないので、もう少し詳しく言ってくれますか。誰がどのような

理由でというところ。

○委員長（針谷正夫君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） それではお答え申し上げます。

今年度も昨年度に引き続きコロナ禍の中であって、各中学校が修学旅行を当初は5月、6月に京都、奈良方面の企画を考えておったところです。しかしながら、第4波、さらに第5波の影響を受けまして、京都、奈良方面の修学旅行の実施ができなくなりました。その段階において、旅行会社は期日は変更しても場所が同じであれば企画料の料金の発生というものは出ないというところでしたが、残念ながら、その後も第5波の影響を受け、2学期以降、期日を変更してもなかなか修学旅行、同じ場所での実施が難しいというような状況でございました。そのため、市内の全中学校におきましては、東北方面、県内、さらには中部、山梨や長野や富山方面等の企画を変更したことによって、最初の京都、奈良の企画料の負担が発生をしてしまいました。その企画料の負担につきまして保護者負担を減らすために旅行会社から保護者のほうに、その第1回目の京都、奈良方面の企画料の負担を親御さんのほうにお支払いすることができればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） その企画料というのは、これは保護者のほうに入る金になるのですか。それとも観光会社なのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） 保護者に返されます。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、その企画をしたというのは学校なりで企画をしたのでしょうか、内金みたいなもので、もう預かっていたということなのですか、企画料ということで。

○委員長（針谷正夫君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） 親御さんは修学旅行のために集金を毎月、早い段階から、3年生になってからというよりは、その前ぐらいの学年から集金を行っております。そこから企画料というのも修学旅行費に含まれて支払う形になっております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 前にもちょっと話題になったと思うのですが、企画料というのは、旅行会社、JTBであるとか、日本旅行であるとかというところへ含まれた値段でその計画が出てくるということですね。計画がなくなったので、その分を保護者に返すと。そうすると、企画料というのは、この話題とは若干ずれるかと思いますが、旅行会社のサービスでいろんな企画をしてくれるのだと私は思っていたのですが、これは私なんかも経験上、そういうのがお金が動

いていると。それは聞いておりましたけれども、こういう形で企画料も含めた修学旅行費と。それを保護者が払っていたのだと。逆に言えば、企画料というのは学校がいろんな交通手段であるとか、宿泊だとか、見学する場所とかという企画を立てるのではないのですね、実際は。

○委員長（針谷正夫君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） お答えを申し上げます。

実際には修学旅行に関して言いますと、各学校である程度の、例えば京都、奈良だと、1日目は京都に行こう、こういった寺社仏閣を訪問しようというような考えは学校であらかた立てます。また、子供たちの希望によってグループ活動等も行います。一方、それを実際に手配をしたり、タクシーを手配したりというのが旅行会社の業務になります。そういった様々な学校の考えにつきまして手配等を行うというのが企画料に含まれているものでございます。例えばバスの使用なども、それに応じた、学校の願いに応じた企画をするというようなことがありますので、そこに含まれております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 何となく分かりましたけれども、手配するための費用が旅行の費用の中に含まれていると。これは5%とか10%とかという、割合はどのくらいなのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） 5%という形で、今、全ての学校が5%というふうに認識をしております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、行き先を変えた、東北とかに変えたということなのだけれども、それに対しての企画料というのは、また保護者に発生しているということなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） 委員おっしゃるとおり、企画料は別の企画にした段階でまた発生をしております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、その400万円が戻ってくるのですけれども、それがそっくりまた、そっちの企画に回っていくということなのですか。企画料に行くということなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） 親御さんの修学旅行に対する費用の負担というのは、1つの企画であっても、2つの企画であっても、その集金額から支払いをされます。ですから、2回目の企画につきまして幾らかということについては、各学校によって、方面等も、また泊数も違いますので、一律ではないのですけれども、その1回目の負担プラス2回目の旅行に対する支払いが発

生してきますので、その部分の1回目の企画料を親御さんにお返しできればというところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 65ページのところでお聞きをしたいのですが、とちぎ秋まつり負担金について、ちょっとお伺いいたします。

コロナウイルスの影響で多くのイベントが中止になっていますが、現在、少し落ち着いたかなと私は思うのですが、今後のイベント開催についての取組、またコロナ対策に対してどのように取り組んでいくのか、お聞きいたします。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 今後のイベントに対する対応ですけれども、今、感染状況が落ち着いていますので、基本的には感染対策をしながらイベントを実施していきたいというふうを考えております。直近では、今月17、18、19日だったか、16、17、18日だったか、藤岡でバルーンレースを開催予定であります。この感染状況をにらみながらということにはなりますけれども、今後につきましてもできる範囲内でイベントを開催して、他市、他県からの集客を図っていきたいというふうには考えております。

○委員長（針谷正夫君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） ありがとうございます。

このイベントの運営とコロナ防止策の両立をやっていくというのはなかなか大変だと思いますが、これはしっかりと取り組んでいただいてやってもらいたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。要望になります。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今日、最後の質問にします。

78、79ページ、都賀中学校吹奏楽器購入費400万円、テナーサクソ等の購入費ということになっておりますが、購入する楽器、そして個数、値段をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらの購入する楽器なのですが、テナーサクソ、バリトンサクソ、チューバ、ピッコロ、アルトサクソ、ユーフォニアム、トランペット、トロンボーン、あとおけ太鼓を各1つずつ、クラリネット2台を購入する予定です。

金額のほうは、ちょっと全部一つ一つの値段については今資料がないのですが、10万円から50万円ぐらいまでの金額になっております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当初の説明ですと、テナーサクソと和太鼓というふうな説明をいただいたので、何で吹奏楽器なのに和太鼓が入ってくるのだろうかと思ったのですけれども、ほぼ吹奏楽器、

総取り替えみたいな形になるかと思うのですが、現状使っていらっしやる買い換える楽器、何年ほど使って、新しい楽器を購入した後はどのように処分をされるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらの都賀中学校の楽器なのですが、購入からほぼ30年近くたった楽器が多くなっております。そして、この楽器につきましては、もう一度学校と打合せのあと廃棄する、廃棄というか、使わないよといったものにつきましては、各学校、そういったものに問合せ等、メール等で、こういうのがありますよと。都賀中で使うものは使う、要らないものはそういったもの。それで全く不要なものについては処分ということを考えております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 処分といっても、ただ処分するだけではなく、ほかの学校で引き取り手がなければ、きちんと価格を設定した売却ができるようなものを一考していただいて、少しでも歳費の足しにしていただければと思うのですが、先ほど各楽器の値段が10万円から数十万円だというふうにおっしゃいました。私、いろいろ調べたのですが、テナーサクソしか書いていなかったの、テナーサクソしか調べませんでしたけれども、安いところで安い値段で買えば4万円、5万円から買える。その代わり、いいものを買えば、これは何十万円とか100万円とかするわけです。中学生の吹奏楽で一生懸命やっていたらもしかたかもしれませんが、プロレベルの演奏を期待するわけでもないということであれば、ある程度、廉価なものでもいいのではないかという気がしないでもない、そういったものを購入するとき、恐らく入札ではないのではないかと思います、これは随契で購入されていらっしやいますよね。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらにつきましては入札の方向で考えております。

あと、こちらの財源なのですけれども、企業版ふるさと納税のほうからということで、当初、都賀中と家中小、こちらで使っていただけないかという話の中でいろいろ協議。そして、その寄附金に合わせた価格というのもございますが、一応無駄のないように、あとは納税者の意に沿うような形でやりたいと思っております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 入札やっていただけるということで、まずは設定価格等の取り決めのときから力を入れてやっていただきたい。ふるさと納税、貴い税金で賄うわけですから、子供たちの使う楽器とはいえ、市民の方から誤解のないようなやり方で購入いただければと要望させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） ほかに。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 7ページの債務負担行為の補正追加ということで、小学校のGIGAスクールタブレット用学習支援システムソフトウェア使用、小中学校、これはどんな内容のソフトを令和4年から7年まで債務負担行為をするのか、中身について教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちら、eライブラリーというドリル教材ソフトなのですが、これは今年度6月に補正予算を組ませていただきまして使用料としてやったものなのですが、これを来年4月1日から継続して使っていくために、今年度入札を行いまして4月1日から行うということで、今回上げさせていただきました。また、いろいろ検討というか、単年度がいいのか、4年間でやったほうが安いのか、そういった値段のほうも検討いたしまして、4年間で使用料をお願いしたほうが安いということでのものです。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、それがどの程度、週何時間とか、1か月に何時間とかというカリキュラムの中でこれを使うという使い方はどんなふうに学校ではするのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちら、議員の皆様にも議会のほうでちょっと触っていただいた、さわりの部分だけなのですが、このeライブラリーソフトが非常に多方面の活用ができるドリル、学校でもできる、そして個人個人の進み具合によってもいろいろできる。あと、先生もそういったものの状況、個人個人の理解しているかどうか、そういったものを把握できる。また、家庭でも活用できる。そういったもので、ちょっとすみません。学校で週何時間、これを使っているというのは、ちょっと申し訳ありません、把握していないのですが、今入れているソフトの中で学校では非常に活用していただいております。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第109号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第109号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷正夫君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午後 零時06分）